

一般社団法人慈眼会 定款

第1章 総則

(名称)

第1条 この法人は、一般社団法人慈眼会と称する。

(事務所)

第2条 この法人は、主たる事務所を東京都港区に置く。

2 この法人は、理事会の決議によって、従たる事務所を必要な場所に設置することができる。

第2章 目的及び事業

(目的)

第3条 この法人は、眼科学に関する基礎研究、臨床研究、生涯教育及び診療技術開発の推進に関する事業を行い、学術の発展と教育、診療技術の革新を通じて社会貢献を実現し、もって広く公益に資することを目的とする。

(事業)

第4条 この法人は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 学術集談会、講演会の開催に関する事業
- (2) 学術誌の刊行に関する事業
- (3) 学術奨励賞、研究費助成に関する事業
- (4) 市民啓発、市民公開講座に関する事業
- (5) 学術総会の開催支援に関する事業
- (6) その他法人の目的を達成するために必要な事業

2 前項の事業は、本邦において行うものとする。

第3章 会員

(法人の構成員)

第5条 この法人に次の5種の会員を置く。会員に関する詳細については会員会則に定める。

- (1) 正会員
- (2) 名誉会員
- (3) 準会員
- (4) 協力会員
- (5) 賛助会員

2 前項の会員のうち、正会員及び名誉会員（以下、「正会員等」という。）をもって一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（以下「法人法」という。）上の社員とする。

(会員の資格の取得)

第6条 この法人の会員になろうとする者は、会員会則に定める方法により申込みをしなければならない。

(経費の負担)

第7条 この法人の事業活動に経常的に生じる費用に充てるため、会員は、会員会則に定める額を支払う義務を負う。

(任意退会)

第8条 会員は、理事会において別に定める退会届を提出することにより、任意にいつでも退会することができる。

(除名)

第9条 会員が次のいずれかに該当するに至ったときは、総会の決議によって当該会員を除名することができる。

- (1) この定款その他の規則に違反したとき。
- (2) この法人の名誉を傷つけ、又は目的に反する行為をしたとき。
- (3) その他除名すべき正当な事由があるとき。

(会員資格の喪失及び変更)

第10条 前2条の場合のほか、会員は、次のいずれかに該当するに至ったときは、その資格を喪失する。

- (1) 総正会員等が同意したとき。
 - (2) 当該が死亡したとき。
 - (3) 第7条の支払義務を3年間履行しなかったとき。
- 2 正会員が第7条の支払義務を履行しなかったときは、翌事業年度以降、準会員へ変更されるものとし、3年間履行しなかった場合は、会員資格を喪失する。

第4章 総会

(構成)

第11条 総会は、全ての正会員等をもって構成する。

- 2 前項の総会をもって、法人法上の社員総会とする。

(権限)

第12条 総会は、次の事項について決議する。

- (1) 会員の除名
- (2) 理事及び監事の選任及び解任

- (3) 理事及び監事の報酬等の額
- (4) 貸借対照表及び正味財産増減計算書の承認
- (5) 定款の変更
- (6) 解散及び残余財産の処分
- (7) その他総会で決議するものとして法令又はこの定款で定められた事項

(開催)

第13条 総会は、定時総会として毎事業年度終了後3か月以内に1回開催するほか、必要がある場合に開催する。

(招集)

第14条 総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、理事会の決議に基づき理事長が招集する。

- 2 総正会員等の議決権の10分の1以上の議決権を有する正会員等は、理事長に対し、総会の目的である事項及び招集の理由を示して、総会の招集を請求することができる。

(議長)

第15条 総会の議長は、理事長がこれに当たる。

(議決権)

第16条 総会における議決権は、正会員等1名につき1個とする。

(決議)

第17条 総会の決議は、総正会員等の議決権の過半数を有する正会員等が出席し、出席した当該正会員等の議決権の過半数をもって行う。

- 2 前項の規定にかかわらず、次の決議は、総正会員等の半数以上であって、総正会員等の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行う。
 - (1) 会員の除名
 - (2) 監事の解任
 - (3) 定款の変更
 - (4) 解散
 - (5) その他法令で定められた事項
- 3 理事又は監事を選任する議案を決議するに際しては、候補者ごとに第1項の決議を行わなければならない。理事又は監事の候補者の合計数が第19条に定める定数を上回る場合には、過半数の賛成を得た候補者の中から得票数の多い順に定数の枠に達するまでの者を選任することとする。

(議事録)

第18条 総会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

- 2 議長及び総会において選任された議事録署名人2名が、前項の議事録に記名押印する。

第5章 役員及び会長

(役員の設定)

第19条 この法人に、次の役員を置く。

- (1) 理事 15名以上25名以内
- (2) 監事 3名以内
- 2 理事のうち1名を理事長、5名以内を常任理事とする。
- 3 前項の理事長をもって法人法上の代表理事とし、常任理事をもって業務執行理事とする。
- 4 この法人に1名の会長を置く。

(役員及び会長の選任)

第20条 理事及び監事は、総会の決議によって選任する。

- 2 理事長及び常任理事は、理事会の決議によって理事の中から選定する。
- 3 会長は、理事会の決議によって選定する。

(理事及び監事の職務及び権限)

第21条 理事は、理事会を構成し、法令及びこの定款で定めるところにより、職務を執行する。

- 2 理事長は、法令及びこの定款で定めるところにより、この法人を代表する。
- 3 常任理事は、理事会において別に定めるところにより、この法人の業務を分担執行する。
- 4 理事長及び常任理事は、毎事業年度に4か月を超える間隔で2回以上、自己の職務の執行状況を理事会に報告しなければならない。
- 5 監事は、理事の職務の執行を監査し、法令で定めるところにより、監査報告を作成する。
- 6 監事は、いつでも、理事及び使用人に対して事業の報告を求め、この法人の業務及び財産の状況の調査をすることができる。

(会長の職務及び権限)

第22条 会長は、理事会及び理事長の諮問に応え、理事会に出席し意見を述べることができる。

(役員及び会長の任期)

第23条 理事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時総会の終結の時までとする。

- 2 監事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時総会の終結の時までとする。
- 3 補欠として選任された理事又は監事の任期は、前任者の任期の満了する時までとする。
- 4 理事又は監事は、第19条に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお理事又は監事としての権利義務を有する。

- 5 会長の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時総会の終結の時までとする。

(役員の解任)

第24条 理事及び監事は、総会の決議によって解任することができる。

(役員の報酬等)

第25条 理事及び監事は、無報酬とする。

- 2 理事又は監事には、その職務を行うために要する費用を弁償することができる。

(責任の免除又は限定)

第26条 この法人は、法人法第198条において準用する第111条第1項の役員の賠償責任について、同法第198条において準用する第114条第1項の規定により、理事会の決議によって、賠償責任額から法令に定める最低責任限度額を控除して得た額を限度として、免除することができる。

- 2 この法人は、理事（業務執行理事又はこの法人の使用人でないものに限る。）又は監事との間で、前項の賠償責任について、法人法第198条において準用する第115条の規定により、賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、その契約に基づく賠償責任の限度額は、法令の定める最低責任限度額とする。

(名誉会長)

第27条 この法人に任意の機関として名誉会長を置くことができる。

- 2 名誉会長は、理事会において選任する。
- 3 名誉会長は、理事会の諮問に応え、意見を述べることができる。

第6章 理事会

(構成)

第28条 この法人に理事会を置く。

- 2 理事会は、全ての理事をもって構成する。

(権限)

第29条 理事会は、次の職務を行う。

- (1) この法人の業務執行の決定
- (2) 理事の職務の執行の監督
- (3) 理事長、常任理事及び会長並びに名誉会長の選定及び解職

(招集)

第30条 理事会は、理事長が招集する。

- 2 理事長が欠けたとき又は理事長に事故があるときは、常任理事が理事会を招集する。

(決議)

第31条 理事会の決議は、決議について特別の利害関係を有する理事を除く理事の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

- 2 前項の規定にかかわらず、法人法第96条の要件を満たしたときは、理事会の決議があったものとみなす。

(議事録)

第32条 理事会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

- 2 出席した理事長及び監事は、前項の議事録に記名押印する。

第7章 資産及び会計

(事業年度)

第33条 この法人の事業年度は、毎年4月1日に始まり翌年3月31日に終わる。

(事業計画及び収支予算)

第34条 この法人の事業計画書、収支予算書、資金調達及び設備投資の見込みを記載した書類については、毎事業年度の開始の日の前日までに、理事長が作成し、理事会の承認を受けなければならない。これを変更する場合も、同様とする。

- 2 前項の書類については、主たる事務所に、当該事業年度が終了するまでの間備え置き、一般の閲覧に供するものとする。

(事業報告及び決算)

第35条 この法人の事業報告及び決算については、毎事業年度終了後、理事長が次の書類を作成し、監事の監査を受けた上で、理事会の承認を受けなければならない。

- (1) 事業報告
- (2) 事業報告の附属明細書
- (3) 貸借対照表
- (4) 正味財産増減計算書
- (5) 貸借対照表及び正味財産増減計算書の附属明細書
- (6) 財産目録

- 2 前項の承認を受けた書類のうち、第1号、第3号、第4号及び第6号の書類については、定時総会に提出し、第1号の書類についてはその内容を報告し、その他の書類については承認を受けなければならない。

- 3 第1項の書類のほか、次の書類を主たる事務所に5年間備え置き、一般の閲覧に供するとともに、定款及び会員名簿を主たる事務所に備え置き、一般の閲覧に供するものとする。

(1) 監査報告

(2) 理事及び監事の名簿

(3) 理事及び監事の報酬等の支給の基準を記載した書類

(4) 運営組織及び事業活動の状況の概要及びこれらに関する数値のうち重要なものを記載した書類

(公益目的取得財産残額の算定)

第36条 理事長は、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律施行規則第48条の規定に基づき、毎事業年度、当該事業年度の末日における公益目的取得財産残額を算定し、前条第3項第5号の書類に記載するものとする。

第8章 定款の変更及び解散

(定款の変更)

第37条 この定款は、総会の決議によって変更することができる。

(解散)

第38条 この法人は、総会の決議その他法令で定められた事由により解散する。

(公益認定の取消し等に伴う贈与)

第39条 この法人が公益認定の取消しの処分を受けた場合又は合併により法人が消滅する場合（その権利義務を承継する法人が公益法人であるときを除く。）には、総会の決議を経て、公益目的取得財産残額に相当する額の財産を、当該公益認定の取消しの日又は当該合併の日から1か月以内に、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第5条第17号に掲げる法人又は国若しくは地方公共団体に贈与するものとする。

(残余財産の帰属)

第40条 この法人が清算をする場合において有する残余財産は、総会の決議を経て、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第5条第17号に掲げる法人又は国若しくは地方公共団体に贈与するものとする。

第9章 基金

(基金の拠出)

第41条 この法人は、会員又は第三者に対し、基金の拠出を求めることができるものとする。

(基金の募集等)

第42条 基金の募集、割当て及び払込み等の手続については、理事会の決議を経て理事長が別に定める基金取扱い規程によるものとする。

(基金の拠出者の権利)

第43条 基金の拠出者は、前条の基金取扱い規程に定める日までその返還を請求することができない。

(基金の返還の手続)

第44条 基金の返還は、定時総会の決議に基づき、一般法人法第141条第2項に定める範囲内で行うものとする。

(代替基金の積立て)

第45条 基金の返還を行うため、返還される基金に相当する金額を代替基金として積み立てるものとし、これを取り崩すことはできない。

第10章 委員会

(委員会)

第46条 この法人の事業を推進するために、理事会の決議により委員会を設けることができる。

- 2 委員会の委員は、会員及び学識経験者の中から理事会が選任する。
- 3 委員会の任務、構成及び運営に関し必要な事項は、理事会の決議により別に定める。

第11章 事務局

(設置等)

第47条 この法人の事務を処理するため、事務局を設置する。

- 2 事務局には、事務局長及び所要の職員を置く。
- 3 事務局長及び重要な職員は、理事長が理事会の承認を得て任免する。
- 4 事務局の組織及び運営に関し必要な事項は、理事長が理事会の決議により別に定める。

第12章 公告の方法

(公告の方法)

第48条 この法人の公告は、電子公告により行う。

電子公告のURL <http://jigankai.jp>

- 2 事故その他やむを得ない事由によって前項の電子公告をすることができない場合は、官報に掲載する方法による。

以下略